

令和3年度地域防災計画の主な修正事項

1. 災害対策基本法の一部改正

災害対策基本法の一部改正を受け、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が努力義務となったことから追加する。
また、同法の一部改正に伴い避難情報が見直されたことから、避難レベルとそれに伴う避難基準を修正する。

2. 指定避難場所（所）の修正

新たに、指定避難場所・所として「おおぐろの森中学校」、指定避難所として「南部柔道場」・「北部柔道場」を追加、及び「東洋学園大学 流山キャンパス」の閉鎖に伴う指定避難所の削除を行う。

また、災害時一時避難施設として協定を締結した株式会社ビバホーム及び東神開発株式会社の施設を追加する。

3. その他軽微な変更

その他、組織の名称や数字の更新等の軽微な変更を行う。

流山市地域防災計画修正 新旧対照表

箇所	修正後	修正前
<p>第2章 災害 予防計画 第12節 要 配慮者の安全 確保対策</p>	<p>市及び要配慮者が入所あるいは通所する要配慮者関連施設（幼稚園・保育所・福祉会館等）等の管理者（以下「施設管理者」という。）等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努める。</p> <p>また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び避難行動要支援者支援団体等の協力のもと、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。</p> <p>さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。</p> <p>なお、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正を受けて策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び令和3年の災害対策基本法の改正により努力義務化された、個別避難計画の作成を進め、避難行動要支援者の安全確保対策に努める。</p>	<p>市及び要配慮者が入所あるいは通所する要配慮者関連施設（幼稚園・保育所・福祉会館等）等の管理者（以下「施設管理者」という。）等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における避難行動要支援者の安全確保に努める。</p> <p>また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び避難行動要支援者支援団体等の協力のもと、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。</p> <p>さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。</p> <p>なお、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正を受けて策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて、避難行動要支援者の安全確保対策に努める。</p>

箇所	修正後	修正前
第3章 災害応急対策 計画 第5節 避難 計画 2-56	<p>第5節 避難計画</p> <p>市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、【警戒レベル4】避難指示の基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。</p> <p>第1 避難方法</p> <p>【災対本部事務局・避難誘導救援班】</p> <p>災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。</p> <p>図 3-5-1 避難フロー図</p>	<p>第5節 避難計画</p> <p>市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）の基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。</p> <p>第1 避難方法</p> <p>【災対本部事務局・避難誘導救援班】</p> <p>災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。</p> <p>図 3-5-1 避難フロー図</p>

箇所	修正後	修正前
	<p>(1) 自主避難又は【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の発令による避難</p> <p>火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、災害によって自宅が全半壊したり、【警戒レベル4】避難指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。</p> <p>なお、避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避等を行う。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所への避難 (略)</p> <p>(3) 避難者の帰宅 (略)</p> <p>(4) 指定避難所での受入 (略)</p> <p>(5) 広域避難場所への避難</p> <p>火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難指示が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。</p> <p style="text-align: right;">《資料 107》</p>	<p>(1) 自主避難又は【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）の発令による避難</p> <p>火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、災害によって自宅が全半壊したり、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。</p> <p>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避等を行う。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所への避難 (略)</p> <p>(3) 避難者の帰宅 (略)</p> <p>(4) 指定避難所での受入 略</p> <p>(5) 広域避難場所への避難</p> <p>火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。</p> <p style="text-align: right;">《資料 107》</p>

箇所	修正後	修正前																
	<p>(6) 広域避難場所から指定避難所での受入 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>第2 高齢者等避難及び避難指示等 【災対本部事務局・千葉県・流山警察署・自衛隊】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して高齢者等避難の発令や避難指示を行う。</p> <p>1 避難情報の種類 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な高齢者等避難の発令や避難指示をするものとする。情報の発信は災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動について警戒レベルを用いて5段階に分け、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。</p> <p style="text-align: center;">表 3-5-1 避難情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="353 1233 1189 1444"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>警戒レベル</th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>警戒レベル1相当</td> <td>警報級の可能性</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高め</td> </tr> </tbody> </table>	発令者	警戒レベル	種類	内容		警戒レベル1相当	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高め	<p>(6) 広域避難場所から指定避難所での受入 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <p>第2 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）等 【災対本部事務局・千葉県・流山警察署・自衛隊】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告、避難指示（緊急）を行う。</p> <p>1 避難情報の種類 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告、避難指示（緊急）をするものとする。情報の発信は災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動について警戒レベルを用いて5段階に分け、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。</p> <p style="text-align: center;">表 3-5-1 避難情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1223 1233 2080 1444"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>警戒レベル</th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>警戒レベル1相当</td> <td>警報級の可能性</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高め</td> </tr> </tbody> </table>	発令者	警戒レベル	種類	内容		警戒レベル1相当	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高め
発令者	警戒レベル	種類	内容															
	警戒レベル1相当	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高め															
発令者	警戒レベル	種類	内容															
	警戒レベル1相当	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高め															

箇所	修正後			修正前				
	気象庁			る。	気象庁			る。
		警戒レベル2相当	注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握		警戒レベル2相当	注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握
	流山市	警戒レベル3	<u>高齢者等避難</u>	<u>高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。高齢者等以外の人も必要に応じ。出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</u>	流山市	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。
		警戒レベル4	<u>避難指示</u>	<u>危険な場所から全員避難（立ち退き避難または、屋内安全確保）する。</u>		警戒レベル4	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。
							避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。
		警戒レベル5	<u>緊急安全確保</u>	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u>		警戒レベル5	災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。



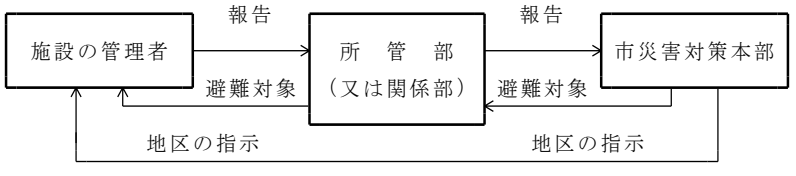
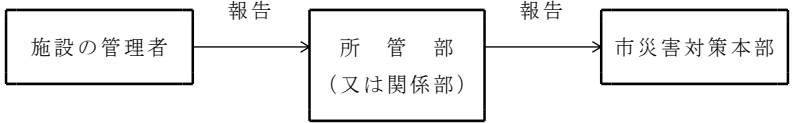
箇所	修正後	修正前
	<p>※立退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。</p> <p>2 避難の基準</p> <p><u>避難指示</u>の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。</p> <p style="text-align: center;">避 難 基 準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">留 意 点</p>	<p>※立退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。</p> <p>2 避難の基準</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。</p> <p style="text-align: center;">避 難 基 準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">留 意 点</p>
	<p>ア (略)</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p>エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを<u>避難指示</u>の基準として活用する。</p> <p>オ <u>避難指示</u>の発令の際には、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p>	<p>ア (略)</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p>エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難勧告の基準として活用する。</p> <p>オ 避難勧告の発令の際には、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p>
	<p>江戸川、利根運河及び坂川の洪水時及び土砂災害に係る避難警戒レベル等は、以下の基準を参考に、発令する。なお、特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに<u>避難指示</u>等を発令する。 風水</p>	<p>江戸川、利根運河及び坂川の洪水時及び土砂災害に係る避難勧告等は、以下の基準を参考に、発令する。なお、特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに避難勧告等を発令する。 風水</p>

箇所	修正後				修正前			
	表 3-5-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準 風水				表 3-5-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準 風水			
	避難 【警戒レベル3】 <u>高齢者等避難</u>	発令時の状況 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	住民に求める行動 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	基準 <ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合、かつ引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 7.90m（西関宿） 8.40m（野田） 【利根運河】 8.40m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） 	避難 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	発令時の状況 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	住民に求める行動 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	基準 <ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合、かつ引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田）
	避難 【警戒レベル4】 <u>避難指示</u>	前兆現象 の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害	避難指示 等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象（亀裂、湧 	避難 【警戒レベル4】 避難勧告	通常 の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常 の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達し

箇所	修正後			修正前			
<p>3 避難対象地域</p> <p>ア (略)</p>	<p>害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p>	<p>合は屋内での待避等、生命を守るための安全を確保。</p>	<p>水、地鳴り等)が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・河川の水位が堤防を越える場合。 ・堤防の決壊につながるような前兆現象(堤防の漏水・侵食等)を確認。 <p>≪氾濫危険水位≫</p> <p>【江戸川】</p> <p>8.70m (西関宿)</p> <p>9.00m (野田)</p> <p>【利根運河】</p> <p>9.00m (野田)</p> <p>【坂川】</p> <p>3.80m (大谷口新田)</p>				<p>た場合、かつ引き続き水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>≪避難判断水位≫</p> <p>【江戸川】</p> <p>7.90m (西関宿)</p> <p>8.40m (野田)</p> <p>【利根運河】</p> <p>8.40m (野田)</p> <p>【坂川】</p> <p>3.40m (大谷口新田)</p>
	<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>※避難指示は、当該地域の発表基準に係る発令情報(注意報・警報や土砂災害警戒情報など)の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。</p>	<p>【警戒レベル4】避難指示(緊急)</p>	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p> <p>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p> <p>人的被害の発生した状況。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民には、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は屋内での待避等、生命を守るための安全を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 ・市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象(亀裂、湧水、地鳴り等)が確認された場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・河川の水位が堤防を越える場合。 ・堤防の決壊につながるような前兆現象(堤防の漏水・侵食等)を確認。 <p>≪氾濫危険水位≫</p> <p>【江戸川】</p> <p>8.70m (西関宿)</p> <p>9.00m (野田)</p> <p>【利根運河】</p> <p>9.00m (野田)</p> <p>【坂川】</p> <p>3.80m (大谷口新田)</p>		
			<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>※避難勧告等は、当該地域の発表基準に係る発令情報(注意報・警報や土砂災害警戒情報など)の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。</p>				

箇所	修正後	修正前
	<p>イ 避難すべき地域（第2章第4節「第2 洪水・浸水（内水）ハザードマップの作成」参照）</p> <p>過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。</p> <p>なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 土砂災害危険箇所（第2章「第2節 地盤災害予防計画」参照）</p> <p>避難指示等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p> <p>4 実施機関</p> <p>避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>ア 市長の措置（災害対策基本法第60条、水防法第29条）</p> <p>（ア）災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの避難指示を行うものとする。</p>	<p>イ 避難すべき地域（第2章第4節「第2 洪水・浸水（内水）ハザードマップの作成」参照）</p> <p>過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。</p> <p>なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 土砂災害危険箇所（第2章「第2節 地盤災害予防計画」参照）</p> <p>避難勧告等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p> <p>4 実施機関</p> <p>避難勧告又は、避難指示（緊急）を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>ア 市長の措置（災害対策基本法第60条、水防法第29条）</p> <p>（ア）災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの避難勧告又は避難指示（緊急）を行うものとする。</p>

箇所	修正後	修正前
	<p>(イ)発令の際は、必要に応じて江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど発災時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。</p> <p>(ウ)市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」(令和3年5月)に基づき、<u>避難指示等</u>の判断基準の策定に努める。 風水</p> <p>(エ) <u>避難指示</u>についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 風水</p> <p>(オ) <u>避難指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事の措置(災害対策基本法第60条第6項、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)</p> <p>知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの<u>避難指示</u>に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p> <p>知事又はその命を受けた県職員は、河川の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。</p>	<p>(イ)発令の際は、必要に応じて江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど発災時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。</p> <p>(ウ)市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)に基づき、避難勧告等の判断基準の策定に努める。 風水</p> <p>(エ) 避難勧告又は避難指示(緊急)についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 風水</p> <p>(オ) 避難勧告、避難指示(緊急)等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 知事の措置(災害対策基本法第60条第6項、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)</p> <p>知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの避難勧告又は避難指示(緊急)に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。知事又はその命を受けた県職員は、河川の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。</p>

箇所	修正後	修正前
	<p>● 市災害対策本部からの避難指示の場合</p>  <p>● 住民自主的な避難の場合</p>  <p style="text-align: right;">《様式 45》</p> <p style="text-align: center;">図 3-5-2 避難指示の系統図</p> <p>5 避難指示の内容</p> <p>避難指示は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">避難指示の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 避難対象地域（町名・施設名等）</p> <p>イ 避難先（避難所・避難場所の名称）</p> <p>ウ 避難経路（安全な避難経路）</p> <p>エ 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</p> <p>オ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等）</p> </div>	<p>● 市災害対策本部からの避難の勧告・指示の場合</p>  <p>● 住民自主的な避難の場合</p>  <p style="text-align: right;">《様式 45》</p> <p style="text-align: center;">図 3-5-2 避難勧告、避難指示（緊急）の系統図</p> <p>5 避難勧告、避難指示（緊急）の内容</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">避難勧告、避難指示（緊急）の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 避難対象地域（町名・施設名等）</p> <p>イ 避難先（避難所・避難場所の名称）</p> <p>ウ 避難経路（安全な避難経路）</p> <p>エ 避難勧告、避難指示（緊急）の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</p> <p>オ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等）</p> </div>

箇所	修正後	修正前
	<p>6 避難指示の周知</p> <p>避難指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。</p> <p>また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</p> <p>ア 住民への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 ・消防機関、警察等を通じて周知する。 ・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 ・自主防災組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 ・避難行動要支援者等やその緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 ・ホームページや安心メール、Yahoo!防災速報、エリアメール、緊急速報メール、ツイッターによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 ・土砂災害に係る避難指示等の発令や解除の伝達手段については、広報車、安心メール、Yahoo!防災速報、ツイッター、ホームページ、FAX、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールなどの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域の住民に対し伝達する。 	<p>6 避難勧告、避難指示（緊急）の周知</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。</p> <p>また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</p> <p>ア 住民への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 ・消防機関、警察等を通じて周知する。 ・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 ・自主防災組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 ・避難行動要支援者等やその緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 ・ホームページや安心メール、Yahoo!防災速報、エリアメール、緊急速報メール、ツイッターによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 ・土砂災害に係る避難勧告等の発令や解除の伝達手段については、広報車、安心メール、Yahoo!防災速報、ツイッター、ホームページ、FAX、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールなどの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域の住民に対し伝達する。

箇所	修正後	修正前
	<p>イ 関係機関相互の連絡 (略)</p> <p>第3 警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】</p> <p>1 実施機関 (略)</p> <p>2 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。</p> <p>第4 避難誘導 【避難誘導救援班】</p> <p>1 警戒区域の場合 (略) ・ ・ ・</p> <p>8 来訪者・入所者等の避難 (1) 避難対策 (略) (2) 避難の完了報告 避難指示が発令されたときもしくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとする。</p>	<p>イ 関係機関相互の連絡 (略)</p> <p>第3 警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】</p> <p>1 実施機関 (略)</p> <p>2 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難勧告、避難指示（緊急）と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。</p> <p>第4 避難誘導 【避難誘導救援班】</p> <p>1 警戒区域の場合 (略) ・ ・ ・</p> <p>8 来訪者・入所者等の避難 (1) 避難対策 (略) (2) 避難の完了報告 避難勧告、避難指示（緊急）が発令されたときもしくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとする。</p>

箇所	修正後	修正前
	<p>し、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア 市の施設 各施設の管理者は、所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了を報告する。 なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、<u>MCA無線</u>もしくは伝令等による。</p> <p>イ 市以外の施設、事業所等 市以外の施設、事業所等の管理者は、市の関係部・課へ報告する。</p> <p>第5 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保 【警防班・流山警察署】</p> <p>1 消防署の任務 消防署は、<u>避難指示</u>が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報するものとする。 また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、高齢者等避難、<u>避難指示</u>の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。 なお、<u>避難指示</u>の発令以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場</p>	<p>告を行うものとし、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア 市の施設 各施設の管理者は、所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了を報告する。 なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。</p> <p>イ 市以外の施設、事業所等 市以外の施設、事業所等の管理者は、市の関係部・課へ報告する。</p> <p>第5 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保 【警防班・流山警察署】</p> <p>1 消防署の任務 消防署は、避難勧告又は避難指示（緊急）が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報するものとする。 また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。 なお、避難勧告、避難指示（緊急）の発令以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定緊急避難場所・指定避難所の安全</p>

箇所	修正後	修正前
	<p>所内部の火災発生の防止を最優先で行うものとする。</p> <p>また、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。</p> <p>2 警察署の任務</p> <p>警察署は、高齢者等避難及び避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。</p> <p>また、指定避難所及び指定緊急避難場所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び秩序保持に努めるものとする。</p> <p>なお、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。</p> <p>第6 指定避難所等の開設</p> <p style="text-align: center;">【避難誘導救援班】</p> <p>避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、高齢者等避難及び避難指示に従って避難した住民を一時的に滞在させる場所として、避難所を開設する。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。</p>	<p>確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行うものとする。</p> <p>また、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。</p> <p>2 警察署の任務</p> <p>警察署は、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。</p> <p>また、指定避難所及び指定緊急避難場所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び秩序保持に努めるものとする。</p> <p>なお、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。</p> <p>第6 指定避難所等の開設</p> <p style="text-align: center;">【避難誘導救援班】</p> <p>避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）に従って避難した住民を一時的に滞在させる場所として、避難所を開設する。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料118》」を参照することとする。</p>

箇所	修正後	修正前																								
		ととする。																								
複合災害対策編 第1章 総則 第2節 被害の想定	第2節 被害の想定 第1 本計画において前提とする複合災害 複合災害は、同種あるいは異種の自然災害が同時に又は時間差をもって発生するものである。様々な災害の組み合わせが考えられるが、この計画では最悪の状況を想定し、次のシナリオにおける複合災害を前提とする。 第1段階：豪雨により、江戸川の水位が上昇 第2段階：流山市直下の活断層による M7.3 の地震が発生 第3段階：地震により江戸川の堤防が決壊し、洪水の発生 表 1-2-1 前提とする複合災害のイメージ <table border="1" data-bbox="349 917 1205 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 917 535 1062">自然現象等</th> <th data-bbox="535 917 736 1062">豪雨により江戸川の水位が上昇</th> <th data-bbox="736 917 958 1062">流山市直下の活断層により M7.3 の地震が発生</th> <th data-bbox="958 917 1205 1062">洪水の発生 降雨が続く</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1062 535 1353">想定される被害</td> <td data-bbox="535 1062 736 1353"></td> <td data-bbox="736 1062 958 1353">江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等</td> <td data-bbox="958 1062 1205 1353">浸水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1353 535 1449">市の対応</td> <td data-bbox="535 1353 736 1449"> ・水防活動 ・高齢者等避難を </td> <td data-bbox="736 1353 958 1449"></td> <td data-bbox="958 1353 1205 1449">降雨の中での応急対策活動</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象等	豪雨により江戸川の水位が上昇	流山市直下の活断層により M7.3 の地震が発生	洪水の発生 降雨が続く	想定される被害		江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等	浸水	市の対応	・水防活動 ・ 高齢者等避難 を		降雨の中での応急対策活動	第2節 被害の想定 第1 本計画において前提とする複合災害 複合災害は、同種あるいは異種の自然災害が同時に又は時間差をもって発生するものである。様々な災害の組み合わせが考えられるが、この計画では最悪の状況を想定し、次のシナリオにおける複合災害を前提とする。 第1段階：豪雨により、江戸川の水位が上昇 第2段階：流山市直下の活断層による M7.3 の地震が発生 第3段階：地震により江戸川の堤防が決壊し、洪水の発生 表 1-2-1 前提とする複合災害のイメージ <table border="1" data-bbox="1229 917 2085 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="1229 917 1415 1062">自然現象等</th> <th data-bbox="1415 917 1617 1062">豪雨により江戸川の水位が上昇</th> <th data-bbox="1617 917 1839 1062">流山市直下の活断層により M7.3 の地震が発生</th> <th data-bbox="1839 917 2085 1062">洪水の発生 降雨が続く</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1229 1062 1415 1353">想定される被害</td> <td data-bbox="1415 1062 1617 1353"></td> <td data-bbox="1617 1062 1839 1353">江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等</td> <td data-bbox="1839 1062 2085 1353">浸水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 1353 1415 1449">市の対応</td> <td data-bbox="1415 1353 1617 1449"> ・水防活動 ・避難準備・高齢 </td> <td data-bbox="1617 1353 1839 1449"></td> <td data-bbox="1839 1353 2085 1449">降雨の中での応急対策活動</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象等	豪雨により江戸川の水位が上昇	流山市直下の活断層により M7.3 の地震が発生	洪水の発生 降雨が続く	想定される被害		江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等	浸水	市の対応	・水防活動 ・避難準備・高齢		降雨の中での応急対策活動
自然現象等	豪雨により江戸川の水位が上昇	流山市直下の活断層により M7.3 の地震が発生	洪水の発生 降雨が続く																							
想定される被害		江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等	浸水																							
市の対応	・水防活動 ・ 高齢者等避難 を		降雨の中での応急対策活動																							
自然現象等	豪雨により江戸川の水位が上昇	流山市直下の活断層により M7.3 の地震が発生	洪水の発生 降雨が続く																							
想定される被害		江戸川の堤防の決壊 火災の発生 急傾斜地の崩壊 ブロック塀の崩壊 住宅の倒壊 等	浸水																							
市の対応	・水防活動 ・避難準備・高齢		降雨の中での応急対策活動																							

箇所	修正後				修正前				
		発表 ・ <u>避難指示</u> の発令 を検討中				者等避難開始を 発表 ・ 避難勧告の発令 を検討中			
	住民	・ 高齢者等一部住 民は自主避難を開 始 ・ 該当地区の多く の住民は避難を準 備中	地震による人的被 害の発生	多くの住民が浸水区域 に取り残される	住民	・ 高齢者等一部住 民は自主避難を開 始 ・ 該当地区の多く の住民は避難を準 備中	地震による人的被 害の発生	多くの住民が浸水区域 に取り残される	
					。				

資料編

資料 107 指定避難所等一覧

(1)指定緊急避難場所

北部地域 9 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
新川小学校	中野久木 339	7152-3004	グラウンド	6,414	3,207	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	7152-0103	グラウンド	9,412	4,706	江戸川台東 1~4 丁目、江戸川台西 1~4 丁目、こうのす台
東深井小学校	東深井 879-2	7153-3430	グラウンド	7,285	3,642	東深井、こうのす台
西深井小学校	西深井 67-1	7154-8655	グラウンド	7,704	3,852	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方、美原 1~4 丁目
北部中学校	中野久木 577	7152-0036	グラウンド	10,545	5,272	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、小屋、上新宿、上新宿新田、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井中学校	東深井 47	7154-5864	グラウンド	10,926	5,463	深井新田、平方村新田、西深井東深井、平方
流山北高等学校	中野久木 7-1	7154-2100	グラウンド	19,190	9,595	深井新田、平方村新田、平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井地区公園	東深井 815	7150-6092	公園	55,337	27,668	東深井、こうのす台
※運河水辺公園	東深井 368-1	7150-6092	公園	24,129	12,064	西深井、東深井

中部地域 16 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
八木北小学校	美田 208	7152-4604	グラウンド	7,420	3,710	駒木、駒木台、青田、美田、東初石 1~4 丁目
西初石小学校	西初石 4-347	7154-5863	グラウンド	5,425	2,712	桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 2~4 丁目

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
小山小学校	おおたかの森東 2-5-3	7154-6937	グラウンド	7,204	3,602	駒木、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
おおぐろの森小学校	大畔 316-1	7159-1900	グラウンド	8,272	4,136	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西一～四丁目、西初石 4・5 丁目
おおたかの森小・中学校	おおたかの森西 2-13-1	7150-6103	グラウンド	11,200	5,600	加三丁目、三輪野山、三輪野山二～五丁目、後平井、市野谷、野々下 1 丁目、大畔、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目
常盤松中学校	東初石 3-134	7152-0842	グラウンド	10,708	5,354	美田、東初石 1～4 丁目、おおたかの森北一～三丁目
西初石中学校	西初石 4-455-1	7154-3091	グラウンド	14,766	7,383	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
<u>おおぐろの森中学校</u>	<u>大畔 581</u>	<u>7178-6370</u>	<u>グラウンド</u>	<u>7,129</u>	<u>3,564</u>	<u>大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西一～四丁目、西初石 4・5 丁目</u>
流山高等学校	東初石 2-98	7153-3161	グラウンド	14,000	7,000	江戸川台東 1 丁目、駒木台、青田、東初石 1～4 丁目
流山おおたかの森高等学校	大畔 275-5	7154-3551	グラウンド	32,439	16,219	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1～4 丁目、おおたかの森西一～四丁目
江戸川大学	駒木 474	7152-0661	サブグラウンド、テニスコート、中庭芝生円形広場	<u>1,440</u>	<u>720</u>	駒木、駒木台、美田、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
西初石近隣公園（おおたかの森駅南口公園）	おおたかの森南 1-25-3	7150-6092	公園	20,000	10,000	市野谷、おおたかの森西一～四丁目、おおたかの森南一～三丁目、おおたかの森北一～三丁目、おおたかの森東一～四丁目
大堀川水辺公園	おおたかの森東 3-9	7150-6092	公園	17,898	8,949	駒木、おおたかの森東一～四丁目
十太夫近隣公園	おおたかの森北 3-7-1	7150-6092	公園	20,104	10,052	美田、東初石 1～4 丁目、おおたかの森北一～三丁目
上新宿防災広場	上新宿 319-7	7150-6312	緑地	6,256	3,128	江戸川台西 4 丁目、富士見台 1 丁目、西初石 1・2 丁目、上新宿、上新宿新田、北、小屋
流山市上下水道局	おおたかの森西 1-19	7159-5315	駐車場等	3,932	1,966	大畔、市野谷、三輪野山、おおたかの森西一～四丁目

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
流山小学校	流山 4-359	7158-1043	グラウンド	7,525	3,762	流山、流山 1~9 丁目、西平井、西平井一~三丁目、平和台 2~4 丁目
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1	7158-5911	グラウンド	6,308	3,154	鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山 1・4・5 丁目
流山北小学校	加 1-795-1	7159-5674	グラウンド	9,941	4,970	加、加一~六丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、平和台 1・5 丁目、市野谷
南流山小学校	木 487	7159-2521	グラウンド	9,915	4,957	流山、木、南流山 2・3・6~8 丁目
南部中学校	加 3-600-1	7158-0137	グラウンド	13,218	6,609	流山、流山 1~9 丁目、加、加一~六丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、西平井、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台 1~5 丁目、南流山 1~8 丁目、下花輪、前平井、後平井、市野谷
南流山中学校	流山 2539-1	7159-2551	グラウンド	16,220	8,110	流山、流山 7・8 丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山 1~8 丁目
流山南高等学校	流山 9-800-1	7159-1231	グラウンド	18,082	9,041	流山、流山 1~9 丁目、西平井、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、平和台 1~5 丁目、南流山 1~8 丁目
東洋学園大学	鱈ヶ崎 1660	7150-3001	グラウンド	41,872	20,936	西平井、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎に丁目、宮園 1~3 丁目、思井
南流山中央公園	南流山 3-14	7150-6092	公園	12,155	6,077	南流山 1~6 丁目
三輪野山近隣公園	三輪野山 2-292	7150-6092	公園	27,620	13,816	加三・四丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、下花輪、市野谷
平和台 2 号公園	平和台 2-12	7150-6092	公園	5,816	2,908	西平井、西平井一~三丁目、平和台 1~5 丁目、思井一丁目、中、前平井、後平井
※江戸川河川敷緑地	木地先	7150-6092	緑地	143,420	71,710	流山 7・8 丁目、木、南流山 7・8 丁目

東部地域 10 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
八木南小学校	芝崎 92	7158-1142	グラウンド	9,696	4,848	宮園 1~3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下 1・2 丁目
東小学校	名都借 856	7145-3369	グラウンド	11,170	5,585	前ヶ崎、向小金 1~4 丁目、名都借、松ヶ丘 1~6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目

向小金小学校	向小金 3-149-1	7174-1320	グラウンド	9,134	4,567	前ヶ崎、向小金 1~4 丁目
長崎小学校	野々下 2-10-1	7145-2111	グラウンド	9,007	4,503	野々下 2~6 丁目、長崎 1・2 丁目、名都借
東部中学校	名都借 865	7144-3514	グラウンド	14,053	7,026	前ヶ崎、向小金 1~4 丁目、名都借、松ヶ丘 1~6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
八木中学校	古間木 210-2	7159-7461	グラウンド	10,256	5,128	西平井、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山 1~8 丁目、宮園 1~3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、野々下 1・2 丁目、長崎 1・2 丁目
特別支援学校流山高等学園第二キャンパス	名都借 140	7141-9900	グラウンド	16,815	8,407	前ヶ崎、名都借、松ヶ丘 1~6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
特別支援学校流山高等学園	野々下 2-496-1	7148-0200	グラウンド	10,532	5,266	芝崎、古間木、野々下 1~6 丁目、長崎 1・2 丁目、前ヶ崎、名都借
東部近隣公園	名都借 240	7150-6092	公園	18,499	9,249	名都借、松ヶ丘 2~4 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘 4-495-1	7150-6092	公園	6,616	3,308	名都借、松ヶ丘 1・2・4~6 丁目

合計 46 箇所 面積 725,133 m² 収容人員 362,559 人

(3) 指定避難所

北部地域 17 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
新川小学校	中野久木 339	7152-3004	屋内体育館 普通教室 16 その他の教室 7	698 — —	349 — —	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	7152-0103	屋内体育館 普通教室 21 その他の教室 8	751 — —	375 — —	江戸川台東 1~4 丁目、江戸川台西 1~4 丁目、こうのす台
東深井小学校	東深井 879-2	7153-3430	屋内体育館 普通教室 24 その他の教室 8	756 — —	378 — —	東深井、こうのす台
西深井小学校	西深井 67-1	7154-8655	屋内体育館 普通教室 9 その他の教室 7	751 — —	375 — —	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方、美原 1~4 丁目

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
北部中学校	中野久木 577	7152-0036	屋内体育館 普通教室 16 その他の教室 14	1,689 — —	844 — —	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
東深井中学校	東深井 47	7154-5864	屋内体育館 普通教室 17 その他の教室 13	1,376 — —	688 — —	深井新田、平方村新田、西深井、東深井、平方
流山北高等学校	中野久木 7-1	7154-2100	屋内体育館	2,367	1,183	深井新田、平方村新田、平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目
中野久木保育所	中野久木 373	7152-0921	全室	704	352	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、富士見台、富士見台 1・2 丁目、西初石 1 丁目
江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東 1~4 丁目
東深井保育所	東深井 177-2	7154-6025	全室	792	396	東深井、こうのす台、江戸川台東 4 丁目
高齢者福祉センター 森の倶楽部	東深井 986-1	7152-2373	全室	306	153	東深井、こうのす台
江戸川台福祉会館	江戸川台東 1- 251	7154-3026	全室	501	250	江戸川台東 1~4 丁目
西深井福祉会館	西深井 313	7154-3120	全室	148	74	深井新田、平方村新田、西深井、東深井
南福祉会館	南 102-2	7155-3160	全室	104	52	北、小屋、上新宿、上新宿新田、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚
東深井福祉会館	東深井 498-30	7155-3638	全室	458	229	東深井、こうのす台
北部公民館	美原 1-158-2	7153-0567	全室	394	197	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目
千葉県生涯大学校東 葛飾学園江戸川台校 舎	美原 1-158- 2	7152-1181	全室	230	115	平方、美原 1~4 丁目、中野久木、北、小屋、上新宿、江戸川台西 1~4 丁目、富士見台、富士見台 1・2 丁目

中部地域 19箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
八木北小学校	美田 208	7152-4604	屋内体育館 普通教室 27 その他の教室 10	793 — —	396 — —	駒木、駒木台、青田、美田、東初石 1~4 丁目
西初石小学校	西初石 4-347	7154-5863	屋内体育館 普通教室 25 その他の教室 5	762 — —	381 — —	桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 2~4 丁目
小山小学校	おおたかの森東 2-5-3	7154-6937	屋内体育館 普通教室 41 その他の教室 10	1,185 — —	592 — —	駒木、おおたかの森北一~三丁目、おおたかの森東一~四丁目
おおたかの森小・中学校	おおたかの森西 2-13-1	7150-6103	屋内体育館 普通教室 66 その他の教室 26	2,326 — —	1,163 — —	加三丁目、三輪野山、三輪野山二~五丁目、後平井、市野谷、野々下 1 丁目、おおたかの森西三・四丁目、おおたかの森南一~三丁目
おおぐろの森小学校	大畔 316-1	7159-1900	屋内体育館 普通教室 その他の教室	1,187 — —	593 — —	大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森西三・四丁目、西初石 4・5 丁目
常盤松中学校	東初石 3-134	7152-0842	屋内体育館 普通教室 13 その他の教室 14	1,540 — —	770 — —	美田、東初石 1~4 丁目、おおたかの森北二・三丁目
西初石中学校	西初石 4-455-1	7154-3091	屋内体育館 普通教室 11 その他の教室 15	1713 — —	856 — —	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、若葉台、西初石 1~4 丁目、おおたかの森西一~四丁目
<u>おおぐろの森中学校</u>	<u>大畔 581</u>	<u>7178-6370</u>	<u>屋内体育館</u> <u>普通教室</u> <u>その他の教室</u>	<u>1,051</u> <u>—</u> <u>—</u>	<u>525</u> <u>—</u> <u>—</u>	<u>大畔、おおたかの森北一丁目、おおたかの森東二~四丁目、おおたかの森西三・四丁目、西初石 4・5 丁目</u>
流山高等学校	東初石 2-98	7153-3161	屋内体育館	2,497	1,248	江戸川台東 1 丁目、駒木台、青田、東初石 1~4 丁目
流山おおたかの森高等学校	大畔 275-5	7154-3551	屋内体育館	1,511	755	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1~4 丁目、おおたかの森西一~四丁目
江戸川大学	駒木 474	7152-0661	M棟第二体育館	1,008	504	駒木、駒木台、美田、おおたかの森北一~三丁目、おおたかの森東一~四丁目
コミュニティプラザ (旧勤労者総合福祉センター)	大畔 25-17	7157-2225	全室	1,185	592	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1~4 丁目、おおたかの森西一~四丁目

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
コミュニティプラザ (旧勤労者体育施設)	大畔 64-1	7157-2225	全室	772	386	上新宿、南、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下花輪、大畔、若葉台、西初石 1~4 丁目、おおたかの森西一~四丁目
駒木台福祉会館	駒木台 221-3	7154-4821	全室	589	294	駒木台、青田、美田
十太夫福祉会館	おおたかの森東 2-5-3	7154-5254	全室	412	206	駒木、おおたかの森北一~三丁目、おおたかの森東一~四丁目
初石公民館	西初石 4-381-2	7154-9101	全室	530	265	西初石 1~4 丁目、おおたかの森西一~四丁目
流山市おおたかの森センター	おおたかの森西 2-13-1	7158-3462	全室	418	209	加三丁目、三輪野山、三輪野山二~五丁目、後平井、市野谷、野々下 1 丁目、大畔、おおたかの森西一~四丁目、おおたかの森南一~三丁目
流山市おおたかの森児童センター	おおたかの森西 2-7-1	7150-7331	屋内体育館 その他の教室	216 —	108 —	市野谷、おおたかの森西一・二丁目、おおたかの森南二・三丁目
<u>北部柔道場</u>	<u>青田 109-1</u>	<u>二</u>	<u>屋内体育室</u>	<u>117</u>	<u>58</u>	<u>駒木台、青田、美田</u>

南部地域 17 箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
流山小学校	流山 4-359	7158-1043	屋内体育館 普通教室 33 その他の教室 8	745 — —	372 — —	流山、流山 1~9 丁目、西平井一~三丁目、平和台 2~4 丁目
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1	7158-5911	屋内体育館 普通教室 22 その他の教室 6	735 — —	367 — —	鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山 1・4・5 丁目
流山北小学校	加 1-795-1	7159-5674	屋内体育館 普通教室 26 その他の教室 6	749 — —	374 — —	加、加一~六丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、平和台 1・5 丁目、市野谷
南流山小学校	木 487	7159-2521	屋内体育館 普通教室 35 その他の教室 8	767 — —	383 — —	流山、木、南流山 2・3・6~8 丁目
南部中学校	加 3-600-1	7158-0137	屋内体育館 普通教室 24 その他の教室 12	1,392 — —	696 — —	流山、流山 1~9 丁目、加、加一~六丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台 1~5 丁目、南流山 1~

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
						8丁目、下花輪、前平井、後平井、市野谷
南流山中学校	流山 2539-1	7159-2551	屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 14	1,507 — —	753 — —	流山、流山7・8丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山1~8丁目
流山南高等学校	流山 9-800-1	7159-1231	屋内体育館	2,969	1,484	流山、流山1~9丁目、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、平和台1~5丁目、南流山1~8丁目
東洋学園大学	鱈ヶ崎 1660	7150-3001	屋内体育館	1,392	696	西平井、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎三丁目、宮園1~3丁目、思井
博物館	加 1-1225- 6	7159-3434	全室	1,752	876	流山1丁目、加一~六丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、平和台1~5丁目
平和台保育所	平和台 2-6-3	7158-1424	全室	1,122	561	流山、流山1~9丁目、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台1~5丁目、南流山1~8丁目
流山福祉会館	流山 2-102	7159-1520	全室	400	200	流山1~9丁目、加
南流山福祉会館	南流山 3-3-1	7150-4320	全室	466	233	南流山1~8丁目
赤城福祉会館	流山 8-1071	7158-4545	全室	523	261	流山、流山1~9丁目、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山1~8丁目
平和台福祉会館	平和台 5-45-34	7158-4264	全室	138	69	流山、流山、1~9丁目、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、平和台1~5丁目、南流山1~8丁目、宮園1~3丁目、思井、思井一丁目、中
文化会館	加 1-16-2	7158-3462	全室	2,384	1,192	流山1~4丁目、加、加一~六丁目、三輪野山、三輪野山一~五丁目、平和台1~5丁目、下花輪、市野谷
南流山センター	南流山 3-3-1	7159-4511	全室	698	349	流山、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山1~8丁目
生涯学習センター	中 110	7150-7474	全室	5,849	2,924	流山、流山1~9丁目、西平井一~三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山1~8丁目、宮園1~3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
南部柔道場	流山 965-14	二	屋内体育館	119	59	流山、流山1～9丁目、西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、南流山1～8丁目

東部地域 16箇所

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
八木南小学校	芝崎 92	7158-1142	屋内体育館 普通教室 12 その他の教室 10	797 — —	398 — —	宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下1・2丁目
東小学校	名都借 856	7145-3369	屋内体育館 普通教室 25 その他の教室 6	833 — —	416 — —	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
向小金小学校	向小金 3-149-1	7174-1320	屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 8	741 — —	370 — —	前ヶ崎、向小金1～4丁目
長崎小学校	野々下 2-10-1	7145-2111	屋内体育館 普通教室 22 その他の教室 5	754 — —	377 — —	野々下2～6丁目、長崎1・2丁目、名都借
東部中学校	名都借 865	7144-3514	屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 14	1,581 — —	790 — —	前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
八木中学校	古間木 210-2	7159-7461	屋内体育館 普通教室 13 その他の教室 13	1,624 — —	812 — —	西平井一～三丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、南流山1～8丁目、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、野々下1・2丁目、長崎1・2丁目
特別支援学校流山高等学園第二キャンパス	名都借 140	7141-9900	屋内体育館	1,369	684	前ヶ崎、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目
特別支援学校流山高等学園	野々下 2-496-1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎、古間木、野々下1～6丁目、長崎1・2丁目、前ヶ崎、名都借
向小金保育所	向小金 3-102-1	7174-5217	全室	841	420	向小金1～4丁目
思井福祉会館	思井 79-2	7159-5666	全室	500	250	鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、宮園1～3丁目、思井、思井一丁目、中、前平井

名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	主な避難地区
向小金福祉会館	向小金 2-192-2	7173-9320	全室	465	232	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目
名都借福祉会館	名都借 274	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
野々下福祉会館	野々下 2-709-3	7145-9500	全室	403	201	古間木、野々下 1～6 丁目、長崎 1・2 丁目、名都借
東部公民館	名都借 756-4	7144-2988	全室	478	239	前ヶ崎、向小金 1～4 丁目、名都借、松ヶ丘 1～6 丁目、西松ヶ丘 1 丁目
キッコーマン アリーナ (市民総合体育館)	野々下 1-40-1	7159-1212	屋内体育館	3,020	1,510	加、加一～六丁目、三輪野山、三輪野山一～五丁目、鱈ヶ崎、鱈ヶ崎一・二丁目、木、宮園 1～3 丁目、思井、思井一丁目、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、市野谷、野々下 1 丁目
八木南第 2 コミュニティ・ホーム	野々下 3-797	7144-4258	全室	105	52	野々下 2～6 丁目、長崎 1・2 丁目、名都借

合計 69 箇所 面積 69,335 m² 収容人員 34,650 人

(5)災害時に一時避難施設として協定を締結している民間施設

名称	所在地	避難施設
ヤオコー コーナン ヤマダ電機	流山都市計画事業木地区一体型特定区画整理事業地 区内(70街区)1・2・3 画地	交流広場 (514㎡)・交流広場内の施設 (かまどベンチ、マンホール トイレ及び収納ベンチ等を含む)・屋内外駐車場
GLP ALFALIN K流山2 (旧GLP流山 I)	南319	屋上駐車場、4階洗面所、4階カフェテリア
GLP ALFALIN K流山8	平方字806-1	屋上駐車場、1階・4階カフェテリア
イトーヨーカドー 流山店	流山9-800-2	立体駐車場の一部分
DPL流山I	西深井字1374-1他	カフェテリア、トイレ 駐車場施設等
<u>ピバホーム 流山店</u>	<u>流山9-500-1</u>	<u>屋上駐車場の一部</u>
<u>おおたかの森S. C</u>	<u>おおたかの森南1-5-1</u>	<u>S. C本館立体駐車場施設</u>